

児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムの策定について

1 策定の趣旨

児童ポルノ事犯については、昨年の送致件数及び被害児童数がともに過去最高を記録するなど、極めて深刻な状況にあること、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においてその対策を推進すべきとされたことなどから、警察庁として、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進するため、以下の3点を施策の柱とする見出しのプログラムを策定し、本日、生活安全局長通達により都道府県警察に通知したものを。

2 計画の概要

(1) 取締りの推進

警察庁における画像分析班の設置等による情報分析機能の強化
職員の外国捜査機関の研修への参加等を通じた新たな捜査手法等の導入の検討
外国捜査機関等との連携の強化
共（合）同捜査の推進
捜査態勢の強化
サイバーパトロールや買受け捜査の強化
児童ポルノ愛好者グループの徹底検挙等

(2) 流通防止対策の推進

児童ポルノ流通防止協議会での児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の創設やブロッキングの実施に向けた検討への協力
児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）への情報提供
児童ポルノ掲載アドレスリストを活用した更なる流通防止対策の検討
流通防止に向けた広報啓発活動
インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼の継続的实施
検挙時の削除依頼等の徹底

(3) 被害児童支援の推進

被害児童の発見・保護活動の強化に向けた画像分析態勢の構築及び分析手法の検討
被害児童の心情に配慮した具体的聴取手法の検討
児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援の在り方に関する検討
被害児童に対する継続的支援の実施
カウンセリング態勢の充実
遠隔地に居住する被害児童の支援

3 今後の予定

本プログラムに基づき各種施策を推進するとともに、児童ポルノの排除に向けた国民運動の展開に向け、関係省庁との連携についても検討していく。

本件担当：生活安全局少年課
小澤 理事官（3061）
生活安全局情報技術犯罪対策課
島崎 理事官（3411）